

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 11月20日(月) 午前9時30分から午前10時22分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	内 山 正 勝
第1順位職務代理者	8 番委員	円 谷 要
委 員	1 番委員	磯 部 伊 弘
	2 番委員	伊 藤 義 則
	3 番委員	石 井 一 美
	4 番委員	大 野 義 明
	5 番委員	小 沼 孝 雄
	6 番委員	星 重 保
	7 番委員	小 針 久 司

農地利用最適化推進委員	森 隆
	添 田 豊 廣
	石 塚 武 敏
	人 見 昇

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第2号 天栄村農業振興地域整備計画の変更案について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 鈴木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 事務局長 ただ今より、平成29年第11回天栄村農業委員会総会を開会致します。会長挨拶 内山会長から挨拶を申し上げます。

会 長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よろしくお願ひします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。ご協力の程を宜しくお願ひ致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については1番 磯部 伊弘委員、2番 伊藤 義則委員の両名にお願ひ致します。

ただ今より議事に入ります。議案第1号「平成29年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題と致します。No. 1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書1ページを朗読)

議 長 事務局からの説明がおわりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願ひます。大里地区 農地利用最適化推進委員 石塚委員よりご説明願ひます。

石塚委員 ■■■さん、■■■さんの方に連絡をして確認をしましたら、また再設定でよろしくお願ひ致します、ということで確認しました。よろしくお願ひ致します。

議 長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願ひます。

(質問・意見なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数でありますので、よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:38 決定)

議 長 続いて、No. 2について事務局より説明をお願ひ致します。

事務局 (議案書1ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願ひたいと思います。こちらの担当委員は牧之内地区担当の農地利用最適化推進委員 森委員より説明を願ひます。

森 委員 ■■■さんに確認しましたところ、継続でお願ひいたしますということです。■■■さん本人も担い手であり認定農業者でありますので、よろしくお願ひ致しますということです、よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願ひ

ます。

円谷委員 一反歩あたり¥10,000円というのは、どちらの単価ですか。畑も田んぼも一緒ですか。

事務局 もともとこちらの土地も国調が入る前は全部田んぼという形で一括りにされていたのです。それが、国調が入ったことによって一部畑という扱いになりました。

円谷委員 もともとは田んぼだったのですか。

事務局 そうです。このようなかたちで分かれましたので、契約自体は前回とそのままという形だったので、含めてという形です。

議長 よろしいですか。その他ありませんか。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:42 決定)

議長 続いて、No. 3について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書1ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は3番の石井委員より説明を願います。

石井委員 担当委員の■■■■さんが欠席なものですから、私から簡単に説明申し上げます。今回利用権を設定する■■■■さんですが、■■■■さんにつきましては会社員であるということと、家族についても誰も農業を営むものがないという事でございます。いずれも、■■■■さんのお母さんが農業を一部農作業を委託しながらやっておりましたが、お母さんが不慮の事故にあって亡くなられてからは、今回設定を受ける■■■■さんがそれ以来、水稻の栽培を行っていたということでございます。それで今回の水田については再設定ということでございますので、異議がないと私は思っておりますが、皆様方の審議をよろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:45 決定)

議長 続いて、No. 4、No. 5については関連がございますので一括で審議と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局

(議案書1ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は1番 磯部委員より説明を願います。

磯部委員

ただ今事務局の説明がありました、No. 4、No. 5ですが、XXXXXXXXXXさんは認定農業者でもあり地域の担い手として活躍されている方で、XXXXさん、XXXXさんに関しまして、XXXXXXXXXXさんに今後ともよろしくお願ひしたいというようなことを電話で連絡を頂きましたので、その旨をお伝えして皆様方の慎重審議をよろしくお願ひ致します。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:49 決定)

議長

続いて、No. 6、No. 7についても関連がございますので、一括審議と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局

(議案書2ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は大里地区担当の農地利用最適化推進委員 添田委員より説明を願います。

添田委員

XXXXさんとは確認をとったのですが、ただ私は10aあたり、18kgということ、聞かなかったものですから、どこで出たものかちょっとわかりません。後は別に問題はないです。

事務局

私からよろしいでしょうか。持ち主のXXXXさんから連絡を頂きまして、その際お話しした時に水の便等が結構不便なところでしたので、10a辺りに直すと18kgになりますが、本来ですとこちら2つが隣どうしてございまして、約三反一畝で、玄米30キログラム、半たらという形で連絡をいただきました。所有者のXXXXさんについてもご納得済みです。一応私からも今の相場的には、10aあたり、玄米一俵というのが通常です、というお話をしましたけれど、それだと小作料が大変になるからこれでいいです、ということです。自分の家でも農家自体を縮小しており、やめる傾向にあるから、作ってもらえる自体、だいぶ助かるというお話だったので、貸す方も納得済みの話でございます。以上です。

添田委員

確かに水の便は不便ですね、川が無いというか。そのような話は聞いたものですから安くはなっているようですね。

議長

今いったようにあらためて作ってもらえれば良いというような認識とい

うのもありますね。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:54 決定)

議 長 続いて、No. 8、No. 9についても関連がございますので、一括審議と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書2ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、高林地区担当の農地利用最適化推進委員 人見委員より説明を願います。

人見委員 今事務局の方から説明がありましたとおり、11月17日に兩名に確認したところお願いしたいということでしたので、よろしく願います。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 皆さん、分かっている方と分からない方といますけど、 くんは さんの息子さんです。だから同じ家から さんは借りるという事です。たまたまお父さんが亡くなった時、ちょうど土地を分けるときに さんにも少し残しておいた方がいいという事で司法書士からいわれて2分割して相続したみたいです。

議 長 他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(9:59 決定)

議 長 続いて、No. 10について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書3ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりました。この件については、あっせん会議を開催しておりますので、出席委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。7番 小針 久司委員より説明を願います。

小針(久)委員 この物件はあっせん物件ということで10月27日ですね、立会人は、私と円谷議長代理、あと会長の内山委員、あと事務局とで立ち会っております。この さんは、旦那さんが さん、亡くなった方ですけどもそちらの物件でいわゆる負債物件ということで負債の方は と

あと、[redacted]からの債権物件ということで抵当権が発生しております。単価的には40万円ということで、これは抵当権の設定の残価が残っていますので、抵当権負債を処理するために、10a、40万円の値段で取り決めました。若干安くなっていますが、この物件に関しましては、約1反歩位は田んぼの面積ですけども3反歩弱は遊休農地というか・・・

議長

それは逆ではないですか。

円谷委員

3反歩が田で1反歩位が荒地になっている。

小針(久)委員

円谷委員の説明された通りです。遊休農地でかなり手を加えないと元の田んぼには復元できないという物件でございますので、こういった安い単価にはなっていますが、所有権は一応[redacted]の方へ移転しまして、その後またあっせん会議がございますので、買う人はだいたい決まっておりますので、この次の農業委員会のときに発表させていただきます。あっせん会議が終われば発表したいと思います。私の方の説明はこれまでとさせていただきます。ここで決裁にならないと12月の譲渡期限までにはどんなに急いでも間に合わない、という経緯がございますのでよろしく審議のほどをお願い致します。

議長

小針委員の説明が終わりました。

円谷委員

少し関連を説明させてください。

議長

関連ですか、では関連として発言をお願いいたします。

円谷委員

関連として説明します。今小針委員からの説明がありましたように、この単価については私どもの会の中で聞いたには、買い手市場みたいな市場の物件なのですね。売り手市場ではなくて、買い手市場で私も言ったのですが、40万円ではなくて60万円でも買う人はいますよ。本当に田んぼの欲しい人は、60万円でも買う人はいます。とはいっても、やはり色々な機関の問題とか時間が無いために、安く出せばすぐ買っていただけるという、そういうような流れみたいですね。しかしそうではなくて、ある程度の線を農業委員会の人がある程度の線を保っていかないと、あくまでこの土地の問題は暴落してしまいますから。だからある程度の価格は最低でも60万円は確保したい。そういう風にやったのですが、たまたまこういうあっせん物というのは、だいたいまとまったものが農業委員会に上がってくるのですよ。だからどうしても崩すわけにはいかなくなってしまうのですよ。だから難しい面もあるのですが、ある程度の売買の価格というのは、あまり暴落にならないように守っていかないと大変なことになってしまいますから。まっ、そういう中身でそういうような会計も決まって単価も決まって、確かに雑地にはなっていますが、少し手を加えれば、すぐ田んぼになるんです。木とかそういうのが生えているわけではないので。だからもったいないなと思ったんですけど、お互いに納得済みという契約だったものですから、私どもも一応内容的な発言はしましたが、本人がそれで良いというならば認めます、というこ

とで会議は終わったんですけど。まっ、そういう流れで、そういう案件が上がってきたのです。これから農業委員会としても、やはり土地の暴落を避けるためにも、今いくらですかと聞かれた時には、なるべくあまりいくらくらと正確な単価は。この前40万円の単価が上がってきました、と言われてしまうと、まだまだじゃあ50万円ぐらいでいいのか、そういう会計が上がってきてしまうと困ってしまいます。農業委員の皆様にもある程度、そのような情けない意見を聞かれたときには、だいたい基本は60万円から80万円位ですと、以前は60万から80万位だったのですよ。それが一気に40万円に下がっちゃったものですから、あまりこういう例は作りたくないですけどね。

議 長 ちなみにあそこの地区というのは構造改善、その償還とかそういった残債の部分というのはまだですか。

円谷委員 終わっています。

議 長 そちらの方は無いのですね。

円谷委員 だからあくまでも役場と農協。そういうことで、ひとつ農業委員会の皆様にもよろしくお願い致します。

議 長 それではお二人の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:08 決定)

議 長 続いて、議案第2号 「天栄村農業振興地域整備計画の変更案について」を議題と致します。No. 1について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書4～8・11ページを朗読)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 この土地は一応基盤整備してあるのですか。

事務局 やっているはずですが

円谷委員 農業振興整備事業に該当になれば、第一種、第二種とかは関係ないのですか。

事務局 そもそもやった時点で第一種農地という判断になります。

円谷委員 申請したら事業拡張のためにということで、結局事業拡張の為ですよ。申請があがっているのは、結局それは今までの農家のやつではなくて個人業者の場合はこういうような農業振興地域整備計画という形ででてくるのですか。

事務局 長 これはあくまでも農地の中には、農業振興整備計画の農振地域が被った地域と被っていない地域がありますけど、被った地域については農業振興整備

計画から除外しないと転用の許可がだせないのですね。ですから今回の変更というのは、あくまでも農振地域内で農振農用地域内において、その部分を除外して改めて転用するという形になります。先に転用の前にこちらを変更してそこから除かないと。

円谷委員
事務局長
円谷委員
議長
石井委員

全部外しておかないとできないということですね。

出来ないということです。

わかりました。

その他ありませんか。

この案件については、この今回の農地転用の申請が出てくるのですか。今回除外をして農振が除外になれば、今度この土地については雑地か宅地かわかりませんが、そのあとの事務処理としては、我々農業委員会としては農地転用に申請が出てきて、この場でもって審査をする、審議をする、ということなのですか。

事務局長

農業委員会からの意見書、役場の方に意見書として返して、その後に農振の除外の本申請という形になります。それで本申請が終わって決定になりましたらその時点で[REDACTED]さんの方で転用の申請書を改めて農業委員会に提出するという事で、順調にいけば1月には転用の申請が出てきて着工は3月位から着工するような予定でいるようです。

石井委員
議長

了承しました。

よろしいですか。その他ございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:17 決定)

議長

続いて、No. 2について事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案書4・9～11ページを朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:21 決定)

議長

以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理

以上を持ちまして平成29年第11回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年12月20日

議長

内山正勝



1番委員

磯部伊弘



2番委員

伊藤義剛

